

④社会的包摂の実現と 「新しい公共」の推進

■具体的な施策等

- 社会的包摂の推進
- パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた取組
- 社会的排除のリスクの把握
- 「新しい公共支援事業」を通じた支援
- 寄附税制の周知・活用促進と新認定制度の円滑な施行
- ジャパン・プラットフォームによる被災地支援事業
- ソーシャルビジネス創出促進事業
- 「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり

社会的包摂の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i) ワンストップ型の相談に取り組む	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 平成24年3月11日から、一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を実施。</p> <p>○平成25年3月までの間に総呼数約 1,100 万件を超える相談が寄せられている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」		
予算措置なし。		

社会的包摂の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i) ワンストップ型の相談に取り組む	平成 25 年 5 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年3月11日から、震災に起因する生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を実施。 ○ 被災地専用ダイヤルを設け、被災者からの相談を優先して実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災3県の事業全体を統括するために、中央センターを設置するとともに、被災3県に地域センターを設置し、相談者からの具体的な問題解決にむけた支援等を実施。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災に伴う様々な影響により、多様な問題を抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、ワンストップ型の相談支援体制を整備する。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に対するワンストップ型の電話相談を通して、声を出しにくい人々にも配慮し、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、被災者の心の支えとなり、被災地の復興につながるものである。 		
「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> ・寄り添い型相談支援事業 497百万円【復興特会】 ※予算成立後、厚生労働本省に移替予定。 		

パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた取組		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i)ワンストップ型の相談や寄り添い支援に関する先導的なモデルの構築	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 複合的な社会的リスクによる生活困難に直面し、自分の力だけでは必要な支援策にたどり着くことが困難な方を対象とした個別的、継続的、包括的支援を行うパーソナル・サポート・サービスの制度化に向けて、検討委員会を開催するとともに、全国 27 地域でパーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクトを実施した。</p> <p>○ 「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」(平成23年8月10日「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム)に基づき、社会的排除リスクの高い方を幅広く対象とした先導的なプロジェクトとしてモデル・プロジェクトを継続発展することとされたことから、平成24年度末までの事業の所要経費について平成23年度第3次補正予算において措置。</p> <p>○ セーフティ・ネットワーク実現チーム(平成24年2月10日)において、第3次分モデル・プロジェクト(第1次・第2次モデル・プロジェクト実施地域を含む全国27地域)を選定。</p> <p>○ 全国27地域のモデル・プロジェクト実施地域(平成24年度で終了)から提出された支援記録を集約、分析することにより、事業において得られた効果を検証し、パーソナル・サポート・サービス・モデル・プロジェクトの成果に関する整理を行った。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
○ 関係省庁において、生活困窮者や社会的弱者に対する施策を適切に推進する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 関係省庁において、生活困窮者や社会的弱者に対する施策を適切に推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 関係省庁において、生活困窮者や社会的弱者に対する施策の策定にあたり、上記の結果を必要な資料として有効に活用する。		
「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」		
当事業は平成 24 年度限りの事業であり、平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置はない。		

社会的排除のリスクの把握		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 平成23年1月18日に「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、同年8月にとりまとめられた「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」において、緊急に実施すべき施策として「社会的排除のリスクの広がりやその連鎖していく経路、対応状況についての調査・分析を行う(大震災の影響による社会的排除リスクの高まり等を含む)」こととされており、平成23年度に社会的排除につながる諸リスクとその重なりを、個人のライフコースを丁寧に追うことにより把握するための調査を実施。</p> <p>○ 平成 24 年度においては、「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」に基づき、平成 23 年度調査を踏まえ、生活困難という形で顕在化していない段階のものを含め、社会全体に社会的排除のリスクがどの程度広がっているか、直接的・間接的な震災の影響により社会的排除のリスクがどのように高まっているかを把握するための調査を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
○平成24年度調査結果の公表。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○関係省庁において、生活困窮者や社会的弱者に対する必要な施策を適切に推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○関係省庁において、生活困窮者や社会的弱者に対する施策の策定にあたり、上記の調査結果を必要な資料として有効に活用する。		
「平成 24 年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況」		
当事業は平成24年度限りの事業であり、平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置はない。		

「新しい公共支援事業」を通じた支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④ 社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい公共支援事業の「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」により、「新しい公共」の担い手による復興支援、被災者支援の取組を推進。 ○ 平成 23 年度は、岩手県、宮城県、福島県において 38 件、その他の都道府県において 59 件の復興支援、被災者支援の取組を実施。 ○ 平成 24 年度は、岩手県、宮城県、福島県において 160 件、その他の都道府県において 55 件の復興支援、被災者支援の取組を実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興支援や被災者支援の取組の実施状況を把握し、被災地等における協働の取組を普及。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係省庁において、必要な施策を適切に推進する 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民活動の担い手による被災地域の復興や被災者支援の促進。 		
「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」		
<p>予算措置なし※ 新しい公共支援事業は、平成 24 年度末で終了。</p>		

寄附税制の周知・活用促進と新認定制度の円滑な施行		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(iii)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<p>平成 23 年の通常国会において、認定NPO法人等に対する寄附金を税額控除の対象とすること等の制度改正を内容とする平成23年度分離改正税制改正法及び新認定制度の導入等を内容とする改正特定非営利活動促進法が成立した(平成 24 年 4 月1日施行)。これを受け、拡充された寄附税制の活用促進、新認定制度の円滑な施行のため、平成24年度には、NPO ホームページ内で閲覧を可能としている「内閣府NPO法人ポータルサイト」において、所轄庁の協力の下で、全国の特定非営利活動法人の基本情報や定款・事業報告書等を一元的に集約する仕組みを整備したところ。またNPOホームページについても市民へのよりわかりやすい情報提供を行うため、大幅に改修するなど、情報発信の充実に努めているところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>引き続き、情報発信の強化に努めるとともに、拡充された寄附税制の活用促進、新認定制度の円滑な施行に向けて、自治体、NPO法人向け等の説明会、意見交換会等も密に行いながらその更なる浸透を図る。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>新認定制度の活用促進を通して、認定NPO法人等の対する寄附を促進することを通じて、市民活動への積極的な参画を促す。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
NPO等による自立した活動を促進する		
「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」		
平成25年度予算 79,422(千円)の内数		

ジャパン・プラットフォームによる被災地支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	外務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)NPO、国際協力分野のNGO、地元企業、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興を促進する	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<p>(1) 震災発生以降、ジャパン・プラットフォーム(JPF)は被災地のニーズに応える支援を積極的に展開し、民間から寄せられた約 70 億円の寄附金のうち、これまでに約 60 億円を活用して、被災地の復興への歩みを支える重要な役割を担ってきた(計 226 事業を実施)。</p> <p>(2) 24 年度は、JPF加盟のNGOやその他NPOによる支援活動として計 102 事業を実施し、合計 6.2 億円を被災地に投じた(なお、非加盟のNGO/NPOには「共に生きるファンド(約 10 億円)」で事業申請を受け付けており、平成 24 年度は約 3.6 億円規模の事業(計 94 事業)を実施した。)(平成 24 年度における予算計上はなし。)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>発災後 2 年が経過し、復興に向けた支援ニーズ、特に被災地内にある支援組織自身による活動強化といったニーズが山積している中、平成 25 年度は、JPFとして、生業支援、コミュニティ支援、セーフティネット支援、コーディネート及びサポートを重点分野として、加盟団体及び非加盟団体(共に生きるファンド)による支援事業を展開していく。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>JPFとして、被災地におけるNGOに対する支援ニーズ、JPFとしての役割、JPFに対する民間からの寄附動向等も見定めつつ、今後 3 年間、被災地支援活動に従事することで、被災地の迅速な復興に貢献していく。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>JPFとして、民間から寄せられた寄附金(約 70 億円)を迅速に被災地の支援に投じ、被災地の復興に寄与する。</p>		
平成24年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
<p>復興を主目的とするNGO/NGO支援に対する特別な予算措置はなし。</p>		

ソーシャルビジネス創出促進事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)「新しい公共」の担い手が被災地で取り組む支援拠点の整備、まちづくり支援などに対し、「新しい公共支援事業」等を通じた支援を行うとともに、「新しい公共」推進会議の提案を踏まえた取組みを推進することにより、NPO、国際協力分野のNGO、地元企業、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興を促進する。	平成25年4月
これまでの取組み		
平成24年度「東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業費補助金」において、被災地支援に貢献するソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの育成を支援。		
当面(今年度中)の取組み		
平成25年度についても引き続き、「東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業費補助金」において、被災地の早期の復興及び地域経済の活性化を図るため、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの創出や事業基盤の強化を推進する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
引き続き、被災地の復興及び地域経済の活性化を図るため、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの創出や事業基盤の強化を推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
震災からの復興に資する事業が新たに展開され、平成24年度～28年度までの5年間で、約1000事業のソーシャルビジネス・コミュニティビジネスが創出されることを目標とする。新規事業が創出されることで、被災地の雇用の確保等を促進することにより、震災からの早期の復興や被災地の地域経済の活性化等に貢献する。		
平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況		
東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業 2億円【復興特会】		

「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	(1)⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等 (4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(1)⑤(iii) (4)④(ii)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動の担い手が、資金や資源を自ら調達して、自立的・持続的にコミュニティ活動を行うことを支えるため、東日本大震災の復興・再生に係る支援も含め、地域づくり活動の担い手に対する資金的支援または非資金的支援を担う実証的な取り組みの支援などにより、地域づくりを促進してきたところ。 ・平成23、24年度は、中間支援組織が被災地において、被災者のニーズと支援団体をマッチングし、国や地方公共団体による政策のうち、事業化に向けて利用可能な支援策を提案するコーディネート活動を行った。そのサポート等、事業の実施に必要な経費を国が補助することにより、復興支援に資する行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動を促進した。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に限定せず、幅広く地方部の振興に有効な中間支援活動の取組事例を実証的に収集するとともに、平成23、24年度に募集・選定された取組みの追跡調査を行った上で、それらの仕組みや詳細な取組み内容を全国の中間支援活動の主体が実施する取組みの参考となる「コンテンツ」として整備する。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動支援体制構築に対する支援を行うことで、多様な主体による事業型の地域づくり活動等を推進し、東日本大震災からの復興も含めた地方部における地域の活性化を図る。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地において低下している行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動を促進するとともに、地域づくり活動の担い手による自立的・持続的な地域づくり活動が推進される。 		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり 67 百万円 		